

新たな高等教育機関の教員の資格等について (議論のためのメモ)

論点Ⅳ 教員組織、教員資格等

(1) 求められる教育内容・方法の実施のため、どのような教員組織が必要か。

- ◆ 社会の人材ニーズに即応した教育を行っていく上で、どのような教員組織の在り方が適切か(所属組織の在り方等)。
- ◆ 実務家／研究者、専任(本務)教員／非専任(兼務)教員などのバランス、教員の職制等は、どうあるべきか。

《例》

- ・ 専任教員のうち、一定割合以上を実務家教員とすることを義務付け。
- ・ 教員組織の一員として、現役の職業人も積極的に招聘。 など

(2) 新たな機関の教員には、どのような資質能力が必要か。教授等の資格要件として、どのような要件を求めるか。

- ◆ 理論と実践を架橋する教育を行っていく上で、どのような教員が必要か。
- ◆ 学歴、研究業績、専門分野における知識・経験、実務経験・業績、実技技能、教育上の指導能力等のいずれがあれば、教員として認められるか。
- ◆ 設置認可時の教員資格審査では、どのような要件を備えた者に教授等としての資格を認めるか。
- ◆ 実務家教員の実務卓越性や教育上の能力については、どのような方法で確認するか。

《例》

- ・ 学位・学歴に加え実務経験等を併せ有する教員を、一定数置くことを義務付け。
- ・ 教育・研究業績に基づく者と並び、実務卓越性(業務実績、実地的な技能・技術)に基づく者を設置基準上もより明確に位置付け。
- ・ 実務家教員については、資格審査に当たり、保有資格や実務上の業績、離職年数等を確認。 など

(3) その他、教員の質の担保のため、どのような措置が必要か。

- ◆ 企業の現場等で求められる最新の知識・技術等の更新や、教育上の指導力の向上等のためには、どのような仕組み・取組みが必要か。

《例》

- ・ 非常勤の実務家教員をはじめとする教員の教育上の指導能力向上のため、ファカルティ・ディベロップメントによる能力向上を義務付け。
- ・ 教育経験等のない専任教員に対しては、採用後一定期間の研修や指導力認定資格の取得を必要とするなどの措置を講じることも検討。 など

論点Ⅳ 教員組織、教員資格等

(1) 求められる教育内容・方法の実施のため、どのような教員組織が必要か。

- ◆ 社会の人材ニーズに即応した教育を行っていく上で、どのような教員組織の在り方が適切か（所属組織の在り方等）。
- ◆ 実務家／研究者、専任(本務)教員／非専任(兼務)教員などのバランス、教員の職制等は、どうあるべきか。

《例》

- ・ 専任教員のうち、一定割合以上を実務家教員とすることを義務付け。
- ・ 教員組織の一員として、現役の職業人も積極的に招聘。

など

《第1～5回会議での委員等意見》○；委員 ◎；ヒアリング有識者

【実務家教員】

- ◎ 現在の大学では、現場の業務を生で知っている人間が教壇に立ち、現在進行形の知識をそのまま学生に渡すという形ができていない。
- ◎ 10年後・15年後を見据えた実践的なビジネス教育を行うには、企業・社会の経験がある実務家教員が適任。特に、現役の若手社会人が、大学に出向いて教えることも必要。
- 実践的な職業教育を行うなら、第一線で活躍する実務家が教壇に立つべき。博士号や論文はなくとも、求められる専門知識があれば学内人事を通るようにしてほしい。
- 企業は、優秀な人材であれば、フルタイムで出向させるようなことは、なかなかしたがらない。実務家教員については、専任にこだわらない制度設計を考えることも重要。
- 現在、高等教育機関で教えている先生方よりも、実務家である人間がリーダーシップをとっていくということも重要ではないか。

《参考》新たな機関の教員組織に関するこれまでの提言

●有識者会議「審議のまとめ」(H27.3)

3. 制度化に当たっての個別主要論点

(2) 教育内容・方法

- 新たな高等教育機関が質の高い実践的な職業教育を行っていくためには、教育内容の体系性や教育方法の適切な組み合わせ等の観点を含め、新たな高等教育機関の目的に相応しい全体としてバランスのとれたプログラムを編成することが何より重要である。こうした考え方にに基づき、責任をもって教育課程を編成できる体制を整えるとともに、そのプログラムに最も適した教員の構成や配置となるようにすることが必要である。

(6) 教員

②教員の資格要件

- また、教員組織の一定割合は、各職業分野において卓越した実績を伴う実務経験を有する者(実務家教員)とすることが適当であるが、その具体的な基準については分野ごとの特性を踏まえたものとなるよう配慮が必要である。また、実践的教育内容の陳腐化を避けるため、最先端の実務に携わりつつ並行的に教育にも当たる者を確保できるよう、一定条件の下、そうした者も必要教員数に算入できる仕組みとすることが望ましい。

●中教審「キャリア教育・職業教育」答申(H23.1)

第4章 4.(3) 職業実践的な教育に特化した枠組みの構想

6. 教員資格、教員組織等

教職員の組織体制については、分野の区分ごとに教育上の基本となる組織を置き、教育上適当な教員組織等を備えることや、教育の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編成することが求められる。

新規採用された大学等教員(他の大学等からの転入者を除く)のうち、民間企業等の職を前職とする者の割合 [学歴別]

大学		出身別					
		総計	うち、民間企業等出身者				うち、臨床医等出身者
			民間企業	官公庁	自営業		
最終学歴別	総計	11,314人 (100%)	1,545人 (13.7%)	1,004人 (8.9%)	424人 (3.7%)	117人 (1.0%)	3,205人 (28.3%)
	大学院(博士)	5,243人 (46.3%)	443人 (3.9%)	301人 (2.7%)	115人 (1.0%)	27人 (0.2%)	1,065人 (9.4%)
	大学院(修士)	1,836人 (16.2%)	438人 (3.9%)	304人 (2.7%)	109人 (1.0%)	25人 (0.2%)	103人 (0.9%)
	大学(学部)	3,445人 (30.4%)	513人 (4.5%)	309人 (2.7%)	158人 (1.4%)	46人 (0.4%)	2,017人 (17.8%)
	その他	790人 (7.0%)	151人 (1.3%)	90人 (0.8%)	42人 (0.4%)	19人 (0.2%)	20人 (0.2%)

短期大学		出身別					
		総計	うち、民間企業等出身者				うち、臨床医等出身者
			民間企業	官公庁	自営業		
最終学歴別	総計	541人 (100%)	153人 (28.3%)	101人 (18.7%)	40人 (7.4%)	12人 (2.2%)	9人 (1.7%)
	大学院(博士)	96人 (17.7%)	15人 (2.8%)	9人 (1.7%)	3人 (0.6%)	3人 (0.6%)	1人 (0.2%)
	大学院(修士)	180人 (33.3%)	41人 (7.6%)	27人 (5.0%)	13人 (2.4%)	1人 (0.2%)	1人 (0.2%)
	大学(学部)	155人 (28.7%)	53人 (9.8%)	36人 (6.7%)	13人 (2.4%)	4人 (0.7%)	5人 (0.9%)
	その他	110人 (20.3%)	44人 (8.1%)	29人 (5.4%)	11人 (2.0%)	4人 (0.7%)	2人 (0.4%)

高等専門学校		出身別					
		総計	うち、民間企業等出身者				うち、臨床医等出身者
			民間企業	官公庁	自営業		
最終学歴別	総計	193人 (100%)	49人 (25.4%)	39人 (20.2%)	5人 (2.6%)	5人 (2.6%)	-
	大学院(博士)	136人 (70.5%)	31人 (16.1%)	24人 (12.4%)	4人 (2.1%)	3人 (1.6%)	-
	大学院(修士)	31人 (16.1%)	9人 (4.7%)	8人 (4.1%)	-	1人 (0.5%)	-
	大学(学部)	14人 (7.3%)	5人 (2.6%)	3人 (1.6%)	1人 (0.5%)	1人 (0.5%)	-
	その他	12人 (6.2%)	4人 (2.1%)	4人 (2.1%)	-	-	-

※ 出身には表中に記載のあるもののほか、新規卒業者、研究所等のポストドクター、高校以下の教員、専修・各種学校の教員等がある。

※ 四捨五入の関係から、各項目の割合の合計が総計等の数値と一致しない場合がある。

※ 修士には、専門職学位を含む。その他は、外国の大学や短期大学、旧制諸学校等を指す。

【出典】平成25年度「学校教員統計調査」

(2) 新たな機関の教員には、どのような資質能力が必要か。教授等の資格要件として、どのような要件を求めるか。

- ◆ 理論と実践を架橋する教育を行っていく上で、どのような教員が必要か。
- ◆ 学歴、研究業績、専門分野における知識・経験、実務経験・業績、実技技能、教育上の指導能力等のいずれがあれば、教員として認められるか。
- ◆ 設置認可時の教員資格審査では、どのような要件を備えた者に教授等としての資格を認めるか。
- ◆ 実務家教員の実務卓越性や教育上の指導能力については、どのような方法で確認するか。

《例》

- ・ 学位・学歴に加え実務経験等を併せ有する教員を、一定数置くことを義務付け。
 - ・ 教育・研究業績に基づく者と並び、実務卓越性(業務実績、実際的な技能・技術)に基づく者を設置基準上もより明確に位置付け。
 - ・ 実務家教員については、資格審査に当たり、保有資格や実務上の業績、離職年数等を確認。
- など

《第1～5回会議での委員等意見》○；委員 ◎；ヒアリング有識者

【諸外国の状況】

- ドイツでは、博士プラス実務経験を要件とすることで、実践的指導力を担保している。
- 一般に、諸外国の高等教育段階の職業教育教員の要件は、職階により異なるほか、担当科目によっても異なり、一律に修士、博士以上ということにはならない。例えば、最初の職階でも、教養科目などは概ね博士が多く、専門科目の座学は修士以上が多くて、実習等を伴う職業科目は当該の専門教育機関出身者が占めるという構造になる。
- 教員の指導力については、例えば、ドイツの専門大学でも、校内の相互研修や、自己評価などで、指導力を高める努力をしているが、制度的に指導力一般を条件付けるというのは、諸外国でもあまり見たことがない。

【実務家教員に求める資質】

- 文部科学省が配布している大学設置認可の提出書類作成手引書では、審査書類に記載する実務家経験の内容例を示しているが、その内容は、大学との共同研究など研究面に偏っており、これでは、本来民間が求めている教育に結び付かないと思う。

《参考》新たな機関の教員資格に関するこれまでの提言

●有識者会議「審議のまとめ」(H27.3)

3. 制度化に当たっての個別主要論点

(6) 教員

②教員の資格要件

- 教員の資格については、上述の新たな高等教育機関の目的に照らし、教育上の指導能力の有無に最重点を置いたものとする。
- 実務に関する能力については、保有資格や実務上の業績、離職年数の制限等により確実に質が保証できる仕組みが必要である。…
- 学術研究を志向する大学に比べれば、教員の資格要件において学術研究上の業績に過度な比重を置くことは適当でないが、専門的職業教育を志向する諸外

国の高等教育機関においても、学生に学士(Bachelor)レベル修了者に求められる能力を身に付けさせるため、専門分野の研究を通じて論理的思考等の訓練を積んだ者が教員として必要とされていることを踏まえ、実務家教員を含む教員組織全体の中で、こうした教員が一定程度確保されるようにする必要がある。

●中教審「キャリア教育・職業教育」答申(H23.1)

第4章 4.(3) 職業実践的な教育に特化した枠組みの構想

6. 教員資格、教員組織等

教員資格については、実務卓越性を重視し、併せて、指導力を求める。教育経験等のない者は、採用後一定期間の研修や指導力認定資格の取得を必要とするなどの措置を講じることが必要である。教員の採用にあたっては、公募制や任期制を活用しながら、最新かつ先進的な知識・技能等を有する人材を、海外も視野に入れ確保することも考えられる。

諸外国の大学における教員資格について

アメリカ合衆国	2年制大学	○上級学位につながる課程の教員：修士以上の学位 ○職業・技術教育課程の教員：学士又は準学士取得と数年の実務経験
	4年制大学	・博士の取得
イギリス		教員資格について法令上の規定はない。一般にPhD取得者。
ドイツ	専門大学 Fachhochschule	○ 教授 ・高等教育修了 ・教育的適性 ・学術的な活動等のための特別な能力（通常は博士号取得によって証明） ・場合により、学術又は芸術における補足的な業績、科学的な知識や複数年の職業実践での方法論を応用又は発展させる特別な業績
	総合大学 Universität	○ 準教授 ・高等教育修了 ・教育的適性 ・学術的な活動等のための特別な能力（通常は博士号取得によって証明）
フィンランド	専門大学 (AMK)	○主任講師 ・博士号（若しくはライセンス学位） ・当該分野における3年以上の職務経験 ・教職課程の履修 ○講師 ・修士号 ・当該分野における3年以上の職務経験 ・教職課程の履修 ※ 2015年にAMK法が全面改正
	大学	大学の自律性を尊重する立場から、教員資格に関する国レベルの規定はない。多くの場合、各大学が学則等において職階別に規定している。 例えば、ヘルシンキ大学では、教授に対しては、出版やイノベーションなどの研究業績、教育経験や教材の作成などの教育業績、リーダーシップ、学会における活動、外部資金の獲得、国際的な活動などを資格要件として課している。博士号が要件として求められている場合が多い。
韓国	専門大学	※大卒者の場合 ○教授 研究歴4年+教育歴6年（合計10年） ○副教授 研究歴3年+教育歴4年（合計7年） ○助教 研究歴2年+教育歴2年（合計4年）
	4年制大学	※ 専門大学は、必要教員数の2分の1（4年制大学は5分の1）の範囲内で、産業を含む各分野の専門家を兼任教員として任用することができる。

各高等教育機関における教員資格(主なもの)

<p>専門職大学院</p>	<p>【教員】 専門職大学院には、前頁に規定する教員のうち次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。</p> <p>一 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者 二 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者 三 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者</p> <p>※実務経験に関する要件 専任教員の数を合計した数のおおむね三割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする。 (法科大学院はおおむね二割以上、教職大学院はおおむね四割以上)</p>
<p>大学院</p>	<p>【教授】 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <p>一 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者 二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者 三 学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者 四 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者 五 芸術、体育等について、特殊な技能に秀でていと認められる者 六 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者</p>
<p>大学</p>	<p>【教授】 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <p>一 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者 二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者 三 学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者 四 芸術上の優れた業績を有すると認められる者及び実際の技術の修得を主とする分野にあつては実際の技術に秀でていと認められる者 五 大学(短期大学を含む。以下同じ。)又は高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者 六 研究所、試験所、病院等に在職し、研究上の業績を有する者 七 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者</p>
<p>短期大学</p>	<p>【教授】 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <p>一 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者 二 学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する業務についての実績を有する者 三 大学(短期大学を含む。以下同じ。)又は高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者 四 学校、研究所、試験所、調査所等に在職し、教育若しくは研究に関する実績を有する者又は工場その他の事業所に在職し、技術に関する業務についての実績を有する者 五 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者 六 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると文部科学大臣が認めた者</p>
<p>高等専門学校</p>	<p>【教員】 専修学校の専門課程の教員は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <p>一 専修学校の専門課程を修了した後、学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等(以下「学校、研究所等」という。)においてその担当する教育に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 二 学士の学位を有する者 三 大学(短期大学を含む。以下同じ。)又は高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者 四 学校、研究所、試験所、調査所等に在職し、教育若しくは研究に関する実績を有する者又は工場その他の事業所に在職し、技術に関する業務についての実績を有する者 五 特定の分野について、特に優れた知識、技術、技能及び経験を有する者 六 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者</p>
<p>専修学校 (専門課程)</p>	<p>【教員】 専修学校の専門課程の教員は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <p>一 専修学校の専門課程を修了した後、学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等(以下「学校、研究所等」という。)においてその担当する教育に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 二 学士の学位を有する者 三 大学(短期大学を含む。以下同じ。)又は高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者 四 学校、研究所、試験所、調査所等に在職し、教育若しくは研究に関する実績を有する者又は工場その他の事業所に在職し、技術に関する業務についての実績を有する者 五 特定の分野について、特に優れた知識、技術、技能及び経験を有する者 六 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者</p>
<p>職業実践 専門課程</p>	<p>専修学校(専門課程)の資格要件に加え、職業実践専門課程については、課程認定に当たり、以下の要件が課される。</p> <p>企業等と連携して、教員に対して、専攻分野における実務に関する研修を組織的に進めていること。</p>

大学の設置認可における実務家教員について

25 教員個人調書 教育研究業績書
 (3) 「教育上の能力に関する事項」及び
 「職務上の実績に関する事項」の欄
 について

④ 「教育上の能力に関する事項」の例

(中略)

エ 「4 実務家の経験を有する者についての特記事項」

- 大学から受け入れた実習生等に対する指導
- 日本薬剤師センター等の職能団体の依頼による研修指導等
- 訴訟・審判・監査・与信・企業提携・研究開発等の専門的な実務に関する教育・研修
- 大学の公開講座や社会教育講座における講師、シンポジウムにおける講演等

オ 「5 その他」

- 大学教育に関する団体等における活動、教育実績に対する表彰等
- 国家試験問題の作成等

⑤ 「職務上の実績に関する事項」の例

ア 「1 資格, 免許」

- 医師, 歯科医師, 薬剤師, 看護師, 教員等の資格で担当予定授業科目に関連するもの

イ 「2 特許等」

- 特許, 実用新案等で担当予定授業科目に関連するもの

ウ 「3 実務家の経験を有する者についての特記事項」の例

- 大学との共同研究
- 訴訟・審判・監査・与信・企業提携・研究開発等の担当実績
- 各種審議会・行政委員会, 各種ADR等の委員
- 行政機関における調査官等
- 研究会・ワークショップ等での報告や症例発表
- 調査研究, 留学, 海外事情調査等
- 上記を裏付ける報告書, 手引き書, マニュアル, 雑誌等

エ 「4 その他」

- 職能団体等からの実務家としての卓越性に関する評価・推薦等
- 論文の引用実績等

※ 文部科学省高等教育局大学設置室「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き(平成27年改訂版)」より抜粋

各高等教育機関における本務教員の学歴構成

単位: %

区分 (H25年度)	学歴								
	計	大学院			大学 (学部)	旧制 大学	外国の 大学	短期 大学	その他
		専門職 学位課程	博士課程	修士課程					
大学	100.0	0.3	51.7	22.7	19.7	0.0	4.6	0.3	0.7
短期 大学	100.0	0.1	23.4	34.8	27.8	0.0	2.7	6.8	4.4
高等 専門 学校	100.0	0.1	56.7	31.7	8.4	-	1.2	1.0	0.9

区分 (H25年 度)	計	大学院			大学 (学部)	旧制 大学	外国の 大学	短期 大学	専修 学校	各種 学校	旧制 高校	その他
		専門職 学位課程	博士課程	修士課 程								
		専修学校 (参考)	100.0	0.2								

※「博士課程修了者」は、学位論文の審査及び最終試験に合格していない場合でも、所定の年限を在学し、所定の単位を修得したと認定された者を含む
 ※専修学校には、専門課程のほか、一般課程及び高等課程が含まれているため参考値

(3) その他、教員の質の担保のため、どのような措置が必要か。

◆ 企業の現場等で求められる最新の知識・技術等の更新や、教育上の指導能力の向上等のためには、どのような仕組み・取組みが必要か。

《例》

- ・ 非常勤の実務家教員をはじめとする教員の教育上の指導能力向上のため、ファカルティ・ディベロップメントによる能力向上を義務付け。
- ・ 教育経験等のない専任教員に対しては、採用後一定期間の研修や指導力認定資格の取得を必要とするなどの措置を講じることも検討。

など

《第1～5回会議での委員等意見》○；委員 ◎；ヒアリング有識者

【教育上の指導力の確保】

- ◎ 社会人を教員にするのも1つの手であろうが、実際には、各職種のそれぞれの分野は、それぞれかなり深く、逆に言えば、きちっとした教育のプロが必要ではないか。
- 教員である以上、Ph.Dを取れたら自動的にになれるというだけでなく、指導力等の資質を厳しく問うべき。
- 教員の指導力については、例えば、ドイツの専門大学でも、校内の相互研修や、自己評価などで、指導力を高める努力をしているが、制度的に指導力一般を条件付けるというのは、諸外国でもあまり見たことがない。

《参考》新たな機関の教員の資質向上に関するこれまでの提言

●有識者会議「審議のまとめ」(H27.3)

3. 制度化に当たっての個別主要論点

(6) 教員

②教員の資格要件

- 教員の資格については、上述の新たな高等教育機関の目的に照らし、教育上の指導能力の有無に最重点を置いたものとする。
- …また、非常勤の実務家教員をはじめとする教員の教育上の指導力向上のため、ファカルティ・ディベロップメントによる能力向上も求められる。